

高知県史編さん編集委員会設置要綱

(目的)

第1条 高知県史の編さんを円滑かつ効果的に推進するため、高知県史編さん編集委員会（以下「編集委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 編集委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高知県史の編集に関すること。
- (2) 歴史資料の調査に関すること。
- (3) 広報啓発及び人材育成に関すること。
- (4) 高知県史編さん専門部会（以下「専門部会」という。）の各部会間の調整に関すること。
- (5) その他高知県史の編さんにおける必要事項に関すること。

(組織)

第3条 編集委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、高知県史監修者をもって充て、編集委員会を代表し、その事務を統括する。
- 3 副委員長は、委員の中から互選し、委員長を補佐し、委員長の任務の遂行に支障があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、専門部会の各部会の部会長及び副部会長をもって充てる。
- 5 各時代、分野に関する専門事項を所掌するため、別に高知県史編さん専門部会を設置する。

(任期)

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は、5年とする。ただし、この要綱により初回に委嘱された委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

- 2 任期の途中で委員が辞任した場合、後任者の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 編集委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 4 委員は、委員会の当日までに委員長に委任状を提出することにより、代理の者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第6条 編集委員会の庶務を処理するため、文化生活部歴史文化財課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、編集委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。